

令和4年6月27日（月）

令和4年第6回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和4年第6回宮古島市農業委員会総会を開催します。出席委員は16名で定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、11番：川満広紀委員、12番：久保弘美委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の国仲 恵常調整官を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、交換移転、賃貸借権、使用貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償・交換移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償・交換移転）は14件でございます。受付番号1番から14番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から14番は、別紙参考資料1ページから14ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を5番委員をお願いいたします。

玉元委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、佐和田の共和バス駐車場の北側100㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号2番と3番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は加治道集落の城辺中央クリニックの北側400㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

川満委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、保良の灯台入口の西側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号4番と5番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、元真喜屋医院の東側100㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、宮古コンクリート工場から南側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、野原自衛隊のレーダーの北側150㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、県道狩俣線の海中公園入口の看板の南側50㎡に位置し、譲受人は機械等も所有して果樹栽培です。

議長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良3区推進委員にお願いいたします。

根間推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、嘉手苅集落の北側に位置し、譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有して牧草作栽培です。

議長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員にお願いいたします。

津波古推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、下南公民館の北東500㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員にお願いいたします。

野路推進委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、新城集落の北側に位置し、譲受人は機械等も所有して、家畜増頭により牧草作栽培です。

議長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地3区推進委員にお願いいたします。

高原推進委員：

受付番号 1 1 番の説明をいたします。場所は、下地サニツ浜公園から西側 5 0 0 ㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 1 2 番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部 1 区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号 1 2 番の説明をいたします。場所は、伊良部大橋を渡って紺碧ザ・ヴィラオールスイートの北側に位置し、譲受人は 2 0 年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 1 3 番と 1 4 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 5 区推進委員にお願いいたします。

狩俣推進委員：

受付番号 1 3 番と 1 4 番の説明をいたします。場所は、砂川小学校の北側 5 0 0 ㎡に位置し、譲渡人と譲受人の交換移転であり、機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（有償・交換移転）」受付番号 1 番から 1 4 番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）は、6件でございます。受付番号15番から20番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号15番から20番は、別紙参考資料15ページから20ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号15番と16番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、福山集落の東側と西側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

砂川委員：

受付番号16番の説明をいたします。場所は、西辺中学校の東側200㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号17番と18番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良1区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号17番の説明をいたします。場所は、県道池間線の島尻バス停入口の南側200㎡に位置し、譲受人は機械等はリースで使用してサトウキビ栽培です。

砂川推進委員：

受付番号18番の説明をいたします。場所は、海中公園入口標識の南側100㎡に位置し、譲受人は機械等はリースで使用してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号19番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号19番の説明をいたします。場所は、上野ユートピアファームの西側200㎡に位置し、譲受人は17年の農業経営でオクラ・インゲン等の栽培です。

議 長： 次に受付番号20番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号20番の説明をいたします。場所は、沖縄製糖工場の東側100㎡に位置し、譲受人は機械等も所有して葉たばこ栽培からカボチャ栽培を行うとの事です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）」受付番号15番から20番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）は、2件でございます。受付番号21番から22番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号21番から22番は、別紙参考資料21ページから22ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号21番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号21番の説明をいたします。場所は、松ヶ原ゴルフ場の右側300㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号22番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号22番の説明をいたします。場所は、長北公民館の南東500㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）」受付番号21番から22番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は7件でございます。受付番号23番から29番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号23番から29番は、別紙参考資料23ページから29ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号23番から29番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第3議案第2号、「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」お議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可の取り消しは1件でございます。
受付番号1番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」受付番号1番について原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、11件でございます。
受付番号1番から11番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、福北集落センターの北側300㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

下地推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、福北集落センターの西側200㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、長北集落センターの東側の圃場整備地区に位置し、譲受人は機械等も所有してカボチャ・ウコン作栽培です。

議長： 次に受付番号4番と5番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺5区推進委員にお願いいたします。

狩俣推進委員：

受付番号4番と5番は隣接する土地ですので併せて説明します。場所は、城辺西東公民館の西側500㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号6番から11番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

川満事務局：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、牧山ファームポンドの北西に位置し、譲受人は農地中間管理機構でサトウキビ栽培です。

川満事務局：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、牧山ファームポンドの北西に位置し、譲受人は農地中間管理機構でサトウキビ栽培です。

川満事務局：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、宮古空港の南側に位置し、譲受人は農地中間管理機構でサトウキビ栽培です。

川満事務局：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、航空自衛隊宮古島分屯基地の南東に位置し、譲受人は農地中間管理機構でサトウキビ栽培です。

川満事務局：

受付番号10番の説明をいたします。場所は宮古島市上野資源リサイクルセンターの北東に位置し、譲受人は農地中間管理機構でサトウキビ栽培です。

川満事務局：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、福北公民館と城辺運動公園の間に位置し、譲受人は農地中間管理機構でサトウキビ栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第5議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員をお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、城辺海上保安本部宮古島 DGPS 局の北側200メートルに位置し、譲受人は30年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員をお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、城辺地下ダム資料館の南西300メートルに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビと草地の植付です。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺5区推進委員をお願いいたします。

狩俣推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、宮古島リハビリ温泉病院から東側400メートルに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、城辺仲原市営住宅の東側に位置し、譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑にある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 休憩します。

議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第6議案第5号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から3番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員をお願いいたします。

砂川委員：

現地調査報告をいたします。日時は令和4年6月9日(木曜日)に調査員として、8番：喜屋武委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、上地次長、前泊調整官、仲間さんの7名で調査し、日程として午前9時30分から午後3時まで現地調査、午後3時から4時まで事務局にて調査内容調整会議を行い、6月17日の内部審査会での4条申請3件、5条申請13件、合計16件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告いたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、上野庁舎の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、市営松原団地の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

前泊事務局：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、袖山浄水場の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野、公共施設等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 3 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第 6 議案第 5 号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第 7 議案第 6 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、13 件でございます。受付番号 1 番から 13 番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号 1 番から 13 番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第 5 条第 2 項各号及び農地法施行規則第 4 7 条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号 1 番の現地調査の結果ならびに説明を 7 番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 1 番の説明をいたします。場所は、伊良部勤労者体育センター野球場の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 2 種農地その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が 10 a 未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入りますが、5 番・玉元委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第 12 条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いいたします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いいたします。

《 5 番：玉元委員退室 》

議 長： 改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
それでは、5番：玉元委員の入室・着席を認めます。

《 5 番：玉元委員入室・着席 》

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、鏡原小学校の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに説明を 7 番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 3 番の説明をいたします。場所は、久松公民館の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 3 種農地、4 割街区、街区の面積に占める宅地の割合が 40%を超える区画の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 3 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 4 番の現地調査の結果ならびに説明を 7 番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 4 番の説明をいたします。場所は、久松公民館の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 3 種農地、4 割街区、街区の面積に占める宅地の割合が 40%を超える区画の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 4 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、上野中学校の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、4割街区、街区の面積に占める割合が40%を超える区画の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、伊良部庁舎の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野、段差等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、鏡原の庶民の味処“金吾”の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、原野・雑種地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、10番委員

川満委員：

敷地内の緑のマークで付けられている地目：畑ですけど、違反転用ではないですか？。確認はしていますでしょうか。

前泊事務局：

この件につきましては、登記簿等の確認をした後で条件付きで許可の交付等を行いたいと思います。

議長： 受付番号7番と8番については、総会後に登記簿謄本等で確認してから、総会での許可については条件付きで交付する事とします。

議長： 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、腰原公民館の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業施設等と連なった農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、島の駅みやこの西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん宅地・商業施設等と連なった農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、沖縄製糖工場の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、4割街区、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区画の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、下地庁舎の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、久松漁港の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・公共施設、障害の多い道路等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第8議案第7号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、5件でございます。受付番号1番から5番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員をお願いいたします。

久保委員：

受付番号1番の説明をいたします。6月6日に平良地区農地パトロールを行い、場所は、島の駅みやこに隣接し、周囲を住宅に囲まれています。長年農地としての利用がなく、高木が生い茂った状況で今後も耕作が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員をお願いいたします。

久保委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、下地線の宮古島メモリアルパークの南側約200mに位置し、周囲は墓地や農地に囲まれています。当地は長年農地としての利用は無かったため、畑として復元するために重機を入れて伐開を試みたが表土が浅く、岩が多くて農地としての利用は難しいことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号3番の説明をいたします。6月3日に城辺地区農地パトロールを行い、場所は、比嘉ロードパークの西側約2kmに位置し、周囲は崖状の原野に囲まれた急勾配の傾斜地となっている。当地は昭和60年頃の崖崩れにより牛舎やその周辺地に被害を受けていることから、長年農地としての利用が無く、今後も農地としての利用予定は無いことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号4番の説明をいたします。6月14日に伊良部地区農地パトロールを行い、場所は、宮古島市役所伊良部庁舎の北側約1kmに位置し、周囲は宅地となっており、現況の土質は岩盤地で耕土深も浅く、高木が生い茂り、長年農地利用が無く原野化が著しく一部雑種地の状態である。今後も耕作が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、佐和田の浜に隣接した場所で周囲にはホテルや飲食店があります。当地は市町村合併前の旧伊良部町が平成10年に道路工事を行うために土地を購入し、整備後の残地となります。当地は本土復帰頃より農地としての利用は無く、今後も耕作が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条 (委員の発言)

仲里委員：

これまでの一時転用の復元等について、事務局の考えを

上地事務局：

許可を受けている場所に関しては、看板等の設置で早めに指導していきたいと思ってます。

議 長： ほかに発言等はありませんでしょうか。

委 員： 発言なし

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和4年第6回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和4年6月27日

会 長 芳 山 辰 巳
1 1 番委員 川 満 広 紀
1 2 番委員 久 保 弘 美